

みなとまち新潟プレミアム付商品券 取扱マニュアル

1. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品の購入（有価証券等）
- (2) 国・地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険等）
- (3) 商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴う経費の支払い
- (6) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業への支払い
- (9) 他の商品券との交換又は売買
- (10) 取扱店舗において、本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め消費者が認識できるようにその旨を明示してください。

2. 商品券取扱厳守事項

- (1) 使用期間内に限り使用可能とし、使用期間外の使用は受付しません。
- (2) 商品購入後の返品、現金との交換はできません。
- (3) お釣りはお出しできません。
- (4) 他市町村発行のプレミアム付商品券は新潟市内では使用できません。
- (5) 商品券の盗難、紛失、滅失について実行委員会はその責を負いません。

3. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- (1) 受け取った商品券は再使用などの不正防止の為、商品券裏面に取扱店社判などの消印をしてください。
- (2) 使用される商品券について、受け取りに問題がないかの確認をしてください。確認用の見本券を配布しますので、商品券を取り扱う全ての方に周知してください。他市町村発行商品券や色合い、紙質が明らかに違うなど使用不可能を判別できる場合は受取を拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会事務局にご連絡ください。
- (3) 既に受領印（消印）がある商品券は受取を拒否してください。
- (4) 商品券換金は、実行委員会が指定する金融機関の預金口座のみです。換金取扱金融機関は次のとおりです。

第四銀行	新潟市内の窓口店舗のみ換金可能 ※左記以外の金融機関は換金を行っておりません。
北越銀行	
大光銀行	
新潟信用金庫	
新潟県信用組合	

- (5) 業務上知り得た個人情報を含む会話は情報漏洩につながる場合がありますので、ご配慮をお願いします。

4. 商品券偽造防止策

- 商品券1枚につき管理番号（通しNO）印刷●マイクロ文字使用。●コピー等の複写防止。コピーをすると「複写」と隠し文字が浮かび複写物と判別。●特殊なパールインキを使用し、見る角度により光沢が変化。

5. 販促物 販促物を適部配布しますので、利用者が認識できる場所へ掲示してください。

(1) 掲示期間は商品券利用期間とし、有効期間終了後は速やかに撤去してください。

(2) その他各店オリジナルで掲示物を作成してもかまいません。費用は各店負担です。

6. 換金方法

(1) 換金期間 : 令和元年10月1日(火) ~ 令和2年4月30日(木)

※期間経過後の商品券換金はできません。

(2) 換金手数料は無料です。

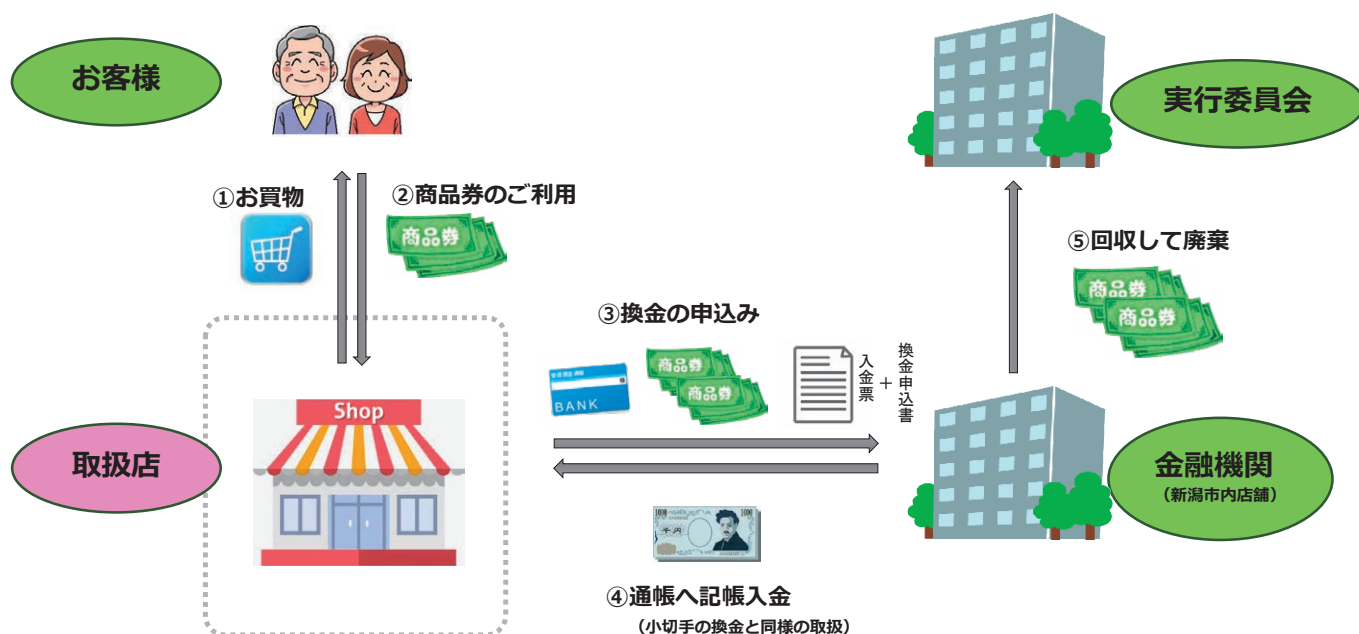
(3) 換金金融機関は「3. 取扱店舗の責務等 (4)」に記載している金融機関のみとなります。

指定金融機関以外での換金できませんので、口座開設等の準備が必要です。

(4) 新潟市プレミアム付商品券換金申込書(以下「換金申込書」という)、回収商品券、通帳、入金票を金融窓口へお出し下さい。小切手扱いとなり、手形交換所を経て現金化されます。

(5) 換金申込書は販促物等と一緒に発送いたします。送付部数で足りない場合は事務局までご連絡ください。

新潟市プレミアム付商品券【換金の流れ】



新潟市プレミアム付商品券実行委員会 事務局

7. その他留意事項

(1) 事業趣旨、商品券事業の概要については、取扱店募集要項にてご確認ください。

(2) 「取扱マニュアル」に記載されていない事項に関しては、必要に応じて協議の上定めます。

(3) 換金申込書は「みなとまち新潟プレミアム付商品券」専用です。他市町村発行プレミアム付商品券、他商品券の換金はできません。

●お問い合わせ●

新潟市プレミアム付商品券実行委員会事務局 (協同組合NICE新潟内)

電話 : 025-246-4822 / FAX : 025-246-4838 / Email : pre2019@gif10ken.com

営業時間 : 月~金曜 (祝日を除く) 9:00~17:00 期間 : 令和元年7月1日 ~ 令和2年4月30日